

平成26年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社三重県四日市畜産公社
商工農水部農水振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成27年1月14日
- 4 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社三重県四日市畜産公社】

<p>(1) 現金等の管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 金銭出納帳が鉛筆により記載されていた。</p>	<p>【措置済】 平成26年12月 5日 金銭出納帳を黒のボールペンで記載するよう改めた。</p>
<p>イ 郵便切手及び収入印紙受払簿に、払い出し理由（目的）、取扱者名を記載する欄がなかった。</p>	<p>【措置済】 平成26年12月 5日 郵便切手及び収入印紙受払簿に、払い出し理由と取扱者名欄を設け、記載するように改めた。</p>
<p>(2) 経理規程について 改正された経理規程第47条に、旧経理規程で使用されていた「総務責任者」という用語が残っていた。経理規程を適切に改めること。</p>	<p>【措置済】 平成26年12月 5日 経理規程第47条の条項中の「総務責任者」を「経理責任者」に訂正した。</p>
<p>(3) 固定資産の管理について 経理規程第51条に定められた毎期末の固定資産の实地棚卸が行われていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 期末の平成27年3月31日に固定資産の实地棚卸を実施した。今後も、毎期末に実施していく。</p>

【農水振興課、食肉センター・食肉地方卸売市場】
特になし

平成26年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 出資団体監査 |
| 2 監査対象 | 株式会社三重県四日市畜産公社
商工農水部農水振興課（出資に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月14日 |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社三重県四日市畜産公社】

<p>(1) 出資目的に沿った運営について 当法人の目的は、「四日市市が開設する食肉センター及び食肉地方卸売市場において、食肉の安定供給、肉畜生産の振興及び食肉の消費拡大」である。食肉センター、食肉地方卸売市場との適切な頻度での情報交換による市場把握を経営目的の第一義と考え、月例の情報交換の場（生産・販売会議など）を設けて、出資目的に沿った運営を再徹底すること。 加えて、社長は、毎年度スタート時には具体的な社長方針を各部門に示し、その実行を確認していくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 2日 取引高及び営業成績について、隔月で四日市市との情報共有・指導の場を設け、枝肉の適正な取引価格の形成などによる安全・安心な食肉の安定供給に向けた運営に努めている。 また、年度当初の管理職会議で社長が年度業務目標を示し、数値チェックしながら進捗管理することとした。</p>
<p>(2) 定例的な経営会議の開催について 月次1回以上の「経営会議」を定例的に開催し、課長以上が一堂に会して、市場の動き、生産状況、設備や人的な課題、品質問題、収支状況等を1～2時間かけて情報共有し、諸課題の検討の場とすること。また、社長は月ごとの進捗や方向の確認や、指導が必須である。早期に月次定例の経営会議の開催（主催：社長、事務局：総務部）を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 1月28日 従来随時開催していた管理職会議を平成27年1月から毎月末に開催し、と畜計画、主な事業、行事などの情報共有し、管理職に組織方針事項を伝達するとともに進捗管理を行い、会社全体で課題解決を図るように努めている。</p>
<p>(3) 参与職員が全部長職の上位職にある組織の見直しについて 参与は一般的に組織の命令系統の中に位置づけられる役職ではない。役員ではない参与という1スタッフが組織ライン上の全部門責任者を統括する位置にある組織図は異常であり、早期の改正を行うこと。 社長と各部門長を直接につなげ、参与は特命事項を担当する1スタッフとすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月16日 平成27年3月16日に組織改編を行い、参与を命令系統から外すとともに総括部長を配置し、社長からの指揮命令系統の一体化を図った。 また、参与を営業活動を重点に取組む位置付けとした。</p>

<p>(4) 経営スタッフによる経営体質の正しい理解について決算数値は悪化しており、経営体質の改善が急がれる。</p> <p>ア 外注の採算性見極め不足、高額な接待交際費の常態化、水道光熱費・消耗品費・事務用品費など「売上伸び率の2倍以上増加した経費」の無分析、無対応など、日々の管理活動に徹底を欠く経営をしていること。</p> <p>イ 売上高は3,433万円増加したが販売費一般管理費が3,874万円増加した結果、増収であるが、それ以上に費用が増加して営業利益の赤字が増加していること。</p> <p>ウ 雑収入を除くと当期純利益は前年度・当年度とも赤字であり、その額が△544万円から △848万円に赤字が増加していること。</p> <p>以上のことを踏まえて、月次の経営会議を実施し、決算内容を徹底分析して、課題の絞り込み、対策の実践、フォローを定例的に必ず実施すること。市から使用料を減免された巨額の施設を使いながら営業利益が赤字ということは、経営の責任を問われかねない。危機感を持って経営改善に取り組み、収支の改善を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 月次の決算内容を基に、毎月中旬に管理職が経営内容の現状、公社を取巻く現状について意識を共有し、今後の収支改善対策、営業戦略等を決定する体制としており、引き続き会社一丸となって経営改善に取り組んで行く。</p> <p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 引き続き、公社の経営内容及び取巻く状況の把握及び共有することにより、収支改善対策や営業戦略等を決定し、会社一丸となって経営改善に取り組んでいる。</p>
---	---

<p>(5) 余剰現金・預金の活用について 市から特別に低利の借入金を受けて、肥育牛預託貸付を行なっているが、常時所有する1億5,000万円程の現金・預金の一部をこの借入金削減に回し、市や当法人の利息負担を削減するなどの活用にも取り組むこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 畜産公社は枝肉の卸売業務の他、販売委託者と買受人間の枝肉売買代金の精算業務を行っており、代金の販売委託者への支払は市場取引日の翌日で、その買受人からの代金は翌週水曜日に入金される。この間の立替払いをするための回転資金が必要で、平成26年度では最大1億円が必要であった。例年、7月から年末にかけては賞与支払いや販売受託物の取引金額が増加することから、資金ショートが起きないように手持資金の活用留意している。 また、肉牛肥育預託事業については、市の事業であり、畜産公社を通して全額、肉牛肥育農家へ仔牛の導入資金等として貸付けている。この事業は経営環境の厳しい肥育農家に対する支援策であるとともに、畜産公社への肉牛出荷誘引事業を兼ねている。肥育農家等への貸付額は、農家の肥育計画等を基に、市及び畜産公社が要請を受けて決定しており、畜産公社だけの判断で削減することはできない。 なお、資金繰りのための金融機関からの短期借入金については、平成24年度末20,000千円、平成25年度末10,000千円、平成26年度末5,000千円と削減している。</p>
<p>(6) 引当金計上基礎の考え方と継続性の原則の徹底について 貸倒、賞与、退職給与引当金などは、十分にその計算基礎の考え方を検討・決定し、毎年その計上方法を維持し、経営の状態に左右されることなく継続して計上を行うこと。断じて利益調整の道具にはしないこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 資金繰りのために借り入れている金融機関からの短期借入金について、平成26年度末5,000千円から平成27年度末3,000千円と削減し、利息負担の軽減に努めている。</p> <p>【 措置済 】 平成27年 6月24日 26年度決算における貸倒、賞与、退職給与引当金については、顧問税理士とも十分協議の上、適正かつ合理的な金額を計上した。貸倒引当金、賞与引当金の戻入益は経常損益に反映させるべく営業外収益として計上している。また、賞与引当金を計上するに当たり、社会保険料の法人負担額も合理的に計上した。今後もこの計上方法を維持して行く。</p>

<p>(7) 牛のと畜上場頭数及び解体手数料について 市場外流通のと畜（いわゆる自家用と畜）頭数が多い牛について、市場取引割合を向上させ、販売手数料収入の増加を図ること。また、と畜解体取扱量の増加及び解体手数料の見直しにより、増収を図ること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 子牛価格の高騰、T P Pなどによる将来的な枝肉価格の低落等による採算悪化を見越し、主な出荷者である北勢地域の牛生産者の廃業が続く中、牛出荷頭数を増やすことは困難になっている。ただ、市場外流通と畜について、卸売会社を経由する市場取引のメリットに理解を求めながら、市場取扱量の増大に努めて行く。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 引き続き、市場外流通と畜について、卸売会社を経由する市場取引のメリット（三重県及び四日市市の市場機能強化対策事業費補助金を活用して出荷者へ出荷奨励金等が支払われることや、租税特別措置法の肉用牛売却所得の課税の特例措置に基づき売却肉用牛の免税措置が受けられること。）に理解を求めながら、市場取扱量の増大に努めている。</p>
<p>(8) 日常の小さな業務の適正な遂行について 日常業務の規程からの逸脱、不備、金銭出納帳の鉛筆書き、切手・収入印紙の無管理、保有・借用資産の実査無しなど、日常業務の杜撰さや上司の無牽制が目立ちすぎる。日々の小さな業務の効率化や適正化に取り組み、併せて、不正など大きな事故につながらないように、日常の業務遂行の見直し改善の実施を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 日常の事務について、複数の目で処理、点検することで、業務の適正化を図った。今後も現状の取組に甘んじることなく、職員自ら改善提案、効率化に取り組むよう職員意識の転換に努めて行く。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 引き続き、日常業務について、職員自ら改善提案や効率化に取り組むよう職員意識の転換に努めている。</p>
<p>【農水振興課、食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	
<p>(1) 当法人の経営に対する指導監督について 参与の位置付けを含めた組織の見直し、定例的な経営会議の開催、日常の上司への報告の徹底などの経営改善の実現を方向付けるとともに、取締役会において経営内容を定期的にチェックし、適切に指導監督すること。また、食肉センター・食肉地方卸売市場の開設者として、安全衛生対策や施設の長期的な維持・更新を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 ㈱三重県四日市畜産公社において、組織体制の見直しを図るとともに定例的な経営会議が開催されている。また、取締役会を隔月で開催し経営内容及び収支状況のチェックがなされている。引き続き、公社の経営改善への取組について、情報共有し、指導監督に努めて行く。 また、地域住民への安全・安心な食肉の安定供給や施設利用者の安全性を確保するために、老朽施設・設備の計画的な更新や保守、維持管理を行うことなどにより、安全衛生対策や施設の円滑な稼働に努めて行く。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 引き続き、公社の経営改善への取組みについて、情報共有し、指導監督に努めている。 また、老朽施設・設備の計画的な更新や保守、維持管理を行うことなどにより、安全衛生対策や施設の円滑な稼働に努めている。</p>

平成26年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
商工農水部商業勤労課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成27年1月16日
- 4 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 事業実績報告書について 平成25年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金実績報告書の伊坂ダムサイクルパークに係る利用料収入と平成25年度レジャー施設運営事業費補助金収支決算書のサイクルパーク収入決算額に齟齬が見受けられた。報告書などは正確に作成し、不備のない書類を提出すること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 平成26年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金実績報告について、正確に作成し、不備のない書類を提出した。</p>
---	---

【商業勤労課】

<p>(1) 補助金の交付申請及び交付決定に係る事務手続について 補助金の交付申請及び交付決定について、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金交付要綱に規定する様式ではなく、四日市市補助金等交付規則の規定により処理されていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 平成27年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金について、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金交付要綱に規定する様式により、補助金の交付申請を受付け、交付決定を行った。</p>
<p>(2) 事業実績報告書について 平成25年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金実績報告書の伊坂ダムサイクルパークに係る利用料収入と平成25年度レジャー施設運営事業費補助金収支決算書のサイクルパーク収入決算額に齟齬が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 平成26年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金実績報告について、不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認した。</p>

平成26年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
商工農水部商業労働課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月16日 |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 伊坂ダムサイクルパークの施設整備について 市民の憩いの場として、トイレや軽食堂などの施設整備を早急に行うこと。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 9月30日 四日市市から委託を受けている休憩施設の施設整備については、管理運営上気づいたことを市に報告するなど連携を取りながら行っている。今後も継続し市民の憩いの場となるよう努力していく。（平成27年度、喫茶店のテラス塗装工事、休憩施設のシャワー室設置を予定している。）
	【 継続努力 】 平成28年 3月31日 施設整備として、平成27年度に、喫茶店のテラス塗装工事、休憩施設のシャワー設備設置工事を四日市市が行った。 トイレの設置については、四日市市とともに関係団体と設置に向けた調整を行っている。
(2) 施設の安全管理について 伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドにおいて、日常の安全管理のポイントを定め管理日誌にチェック項目を追加するなどし、利用者の立場に立った施設や遊具などの安全管理を行うこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成27年 4月 1日 管理日誌にチェック項目を追加し改善をはかった。各施設では、遊具や貸出備品の安全点検チェック表に基づき安全管理に努めている。 今後も随時チェック項目を見直し、安全な管理運営を行っていく。

<p>(3) 施設のPRについて それぞれのレジャー施設について、日常的に継続するPRとイベント告知などスポット的なPRを活用して、集客効果の高いPRに努めること。また、PRにあたっては、市と十分連携を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 イベントについては四日市市の広報でPRし、継続するPRはホームページや家族向けの情報誌に掲載して情報を周知している。 また、四日市市の関係する地域情報マップにも掲載していただくなど、今後も引き続き効果的なPRをはかっていく。</p>
<p>(4) 委託契約について 機械警備業務をはじめ多くの業務を委託している。委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に取り組むこと。また、1者単独随意契約の妥当性について、明解な根拠に基づいて事務を行うこと。 【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 効果的なPRをはかることにより、伊坂ダムサイクルパークで前年比約13,000人の30%増、四日市スポーツランドで前年比約15,000人の19%増の来場者数となった。</p>
<p>(4) 委託契約について 機械警備業務をはじめ多くの業務を委託している。委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に取り組むこと。また、1者単独随意契約の妥当性について、明解な根拠に基づいて事務を行うこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 契約及びその価格については、技師が仕様書等により内容を確認、過去の実例や建設物価を参考に価格を精査している。 契約の妥当性を含め、業務について常に課題意識を持ち、四日市市の関係機関に相談をするなど、事務能力の向上を図るとともに、無駄のないコストの実現を目指す。</p> <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 契約の妥当性を含め、業務について常に課題意識を持ち、四日市市の関係機関に相談をすることにより、事務能力の向上を図った。例えば、芝生管理業務委託については、委託内容と委託先の精査を行い、年間施行回数を2回から3回に増やし、業務の質を向上させながらも、コストについては約19万円から約20万円と1万円の増額に抑えるなど、顧客満足度の向上を図りながら、無駄のないコストの実現を行った。</p>
<p>【商業勤労課】</p>	
<p>(1) 収支実績の確認について 伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドの収支実績について、事務が適正に行われているか実査により確認すること。利用料収入と証憑類が整合しているか、費用が施設運営に必要なものか、その金額は妥当かなどについて、抽出による実査を行い、補助金交付団体に対する牽制を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 6月16日 伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドの収支実績について、事務が適正に行われているか職員により抽出による実査を行った。今後も引き続き抽出による実査を行い、補助金交付団体に対する牽制をはかっていく。</p>

(2) 補助金額の妥当性について それぞれのレジュー施設の運営に対して、多額の補助金が支出されている。補助金が確実に施設運営に活用されているか、交付額は過剰ではないかなどについて確認し、補助金額の妥当性を検証すること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 9月30日 補助金額の妥当性を検証し、適正な補助金の交付に努めていく。
	【 措置済 】 平成28年 3月23日 補助金額の妥当性を検証し、平成28年度当初予算を査定した。 前年度の実績と次年度事業計画を精査した結果、前年度と同額が妥当であると判断した。

平成26年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 学校法人暁学園
教育委員会教育総務課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月16日 |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【学校法人暁学園】

<p>(1) 事業実施の関係書類について 事業実施状況のわかる写真（着手前、完成後）が保存されていない事例が見受けられた。補助金に係る関係書類として、事業実施状況のわかる写真を保存すること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 7日 次年度以降の補助金申請に関わる施設設備の新設や修繕等については、着手前及び完成後の写真を必要書類として定め、施工業者や各校へ実施状況のわかる写真を撮るよう指示を行った。また、補助金申請担当部署にも実施状況のわかる写真の管理保管を行うことを義務づけた。</p>
---	--

【教育総務課】

特になし

平成26年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 学校法人暁学園
教育委員会教育総務課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月16日 |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【学校法人暁学園】

<p>(1) 委託契約について メディアセンター屋上防水工事をはじめ多くの事業を委託している。委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に取り組むこと。また、1者単独随意契約の妥当性について、明解な根拠に基づいて事務を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 工事等の委託料についての交渉の都度、長年に亘り学園の施設設備の委託交渉を担当してきた学園の理事らが同席して、知識や交渉能力の習得に努めている。また、原則、既存の施設や設備の修繕は当初設置した業者と随意契約しており、新規についても既存の施設や設備に関連している場合は当初設置した業者と随意契約している。ただし、全く新規の施設や設備で見積額が3百万円以上のものに関しては、経理規程通り、2者以上の見積合わせを履行することによって、より妥当性の高い金額で契約するように努めている。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 上記内容に加え、平成28年4月1日より建築関係に専門的に携わっていた者を雇用し、施設設備関係の工事委託の内容や見積額の検証をさせることとした。また価格交渉にも立ち合わせたり、実際の工事現場も視察させるなど、委託内容に対する適正価格を検証し、安易な委託を防止して、コスト圧縮に努める体制を整えた。</p>

<p>(2) 補助金交付申請について 補助金事業計画が2回変更されていた。事業実施と変更決定の時期に齟齬を生じることになるため交付申請にあたっては、不備のない適切な事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 転居したにもかかわらず学校への届出がされていない場合や居住地住所と住民票住所が相違しているなどが要因としてあり、保護者へ住民票の変更があった場合は、学校へ速やかに届け出るよう再度周知の徹底を行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 定期的に担任から住民票住所の変更届け漏れがないか呼びかけを行うこととした。しかし、生徒・児童が認識していない場合もあると考えられるので、面談や家庭訪問などを利用して保護者へ直接周知したり、文書などで保護者へ周知するなど、内容やタイミングについて、最良の周知方法を引き続き検討をする。</p>

【教育総務課】

<p>(1) 補助金交付申請の審査について 補助金の額は市内に住所を有する児童・生徒数により算定している。補助金交付申請の審査にあたって、算定基礎となる児童・生徒が市内在住であることを確認することができる書類の提出を求め、抽出して検査すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 算定基礎となる児童・生徒が市内在住であることを確認できるよう補助金交付要綱を改正し、名簿の提出を求めることとした。また、提出された名簿から数名を抽出し、市内在住か確認を行うこととした。</p>
<p>(2) 事業実施の確認について 補助対象事業について、事業実施の確認が行われていない。抽出による実査を行い、補助金交付団体に対する牽制を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 補助対象事業について、事業実施の確認のため抽出による実査を行うこととした。今後、補助金交付団体に対する牽制を徹底していく。</p>
<p>(3) 補助金額の算定方法について 現在、補助金額は市内に住所を有する児童・生徒数により算定しているが、補助金額の適正性を高められるよう、児童・生徒数以外の方法で算定することができないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 9月30日 県内の各市や県外他市町でも私学補助金の算定方法は同様である。児童・生徒数以外の方法で算出できないか、私立学校に通学する市民に対して公平に補助がいきわたり、学校教育の振興に寄与する効率的な補助金交付方法がないか検討・研究していく。</p>
	<p>【 検討中 】 平成28年 3月31日 他市や他県の交付要綱を調査、検討した結果、私立学校に通学する市民に対して公平に補助がいきわたり、学校教育の振興に寄与する効率的な補助金交付方法が、現行の補助金額の算定方法より望ましいものがなく、現段階では新たな算定方法を構築できなかった。引き続き、他市や他県の動向や制度を検討・研究していく。</p>

<p>(4) 補助対象事業について</p> <p>施設設備の整備は、4月初めに工事を実施することが多い。5月1日現在の児童・生徒数に基づいて交付申請されるため、申請に間に合わず補助対象に含めることができない事業がある。対象を拡げることができないか、申請の時期を見直すことなども含めて、検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日</p> <p>現段階では市の補助金は、交付決定日以降でしか補助金対象と認めていないので、交付決定以前に着手した事業を補助対象と認めることができない。基準日も学校基本調査の調査対象の基準日は5月1日となっているため、変更は難しい。補助金制度と基準日の設定について、私立学校へ理解を求めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日</p> <p>市の補助金は、交付決定日以降でしか補助金対象と認めていないので、交付決定以前に着手した事業を補助対象と認めることができない。基準日も学校基本調査の調査対象の基準日は5月1日となっているため、変更は難しい。そのため、補助金制度と基準日の設定について、引き続き私立学校に対し、機会がある度にこの補助金制度について説明をするとともに理解を求めていく。</p>

平成26年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 四日市市体育協会グループ（四日市市運動施設）
教育委員会スポーツ課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月20日 |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市市体育協会グループ】

<p>(1) 事業計画書、事業報告書について 基本協定書第35条に管理業務完了届は3月31日に提出するものと記載されているが、4月25日に提出していた事例が見受けられた。基本協定書に基づき提出すること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 指摘された管理業務完了届は、年度最終日に提出する書類として、今後誤りがないよう徹底した。</p>
---	---

【スポーツ課】

<p>(1) 指定管理者への指導監督について 基本協定書第35条に管理業務完了届は3月31日に提出するものと記載されているが、4月25日に提出されていた事例が見受けられた。基本協定書に基づき提出を求めること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 指摘があった管理業務完了届について、今後は提出や収受に関して誤りがないよう、課内で再度確認を行った。</p>
--	---

平成26年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 | 監査対象 | 四日市市体育協会グループ（四日市市運動施設）
教育委員会スポーツ課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成27年1月20日 |
| 4 | 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市市体育協会グループ】

<p>(1) 協定書に基づく業務の履行について 管理物件について、松原テニスコートの日よけテントの支柱の腐食及び審判台の記載台が劣化していた事例や中央緑地体育館において観覧席の椅子の一部にひび割れが見受けられた。事故防止のため、早急に対応するとともに適切な管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 指摘された3件の劣化及び破損物品は、事前調査後現場確認を行い、適切に修繕を行った。また、日々の目視による設備・備品確認に加えて、必要に応じた動作確認も行うこととし、日々の点検業務による安全管理の徹底を図った。</p>
<p>(2) 物品管理について 物品等について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分するため、見やすい場所に所有者の表示をすること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 物品管理は、備品台帳を基に、市有物品と指定管理者所有物品との区分を明確にして、調整会議や所管課と定めた実査日に実査及び確認を行い、所有者を表示していく。</p> <p>【継続努力】 平成28年 3月31日 市担当者と貸与備品実査を進め、市有物品と指定管理者所有物品との区別を進めてきた。備品区別の実査については、スポーツ課と協議し、スポーツ課備品実査計画表に基づき、市と協力しながら平成29年度中に全備品の区別を進めていく。</p>
<p>(3) 利用者の安全安心について 施設の安全管理については、市との連携を十分に行之、利用者の安全安心につなげるよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 施設の管理として、日々の設備や備品の点検を基に、市へ定期的・突発的な事項を報告するとともに、連携を図りながら安全確保に努めていく。また、調整会議等で危機管理マニュアルの確認、防災訓練の報告を行い連携を図っていく。</p> <p>【継続努力】 平成28年 3月31日 継続して、日々の設備・備品点検や危機管理マニュアルの確認、防災訓練等を実施し、運動施設の安全確保に努めている。より一層安全対策を進めるため、職員の研修等も進めていく。</p>